

随意契約による政府備蓄米の売渡しについて

1. 売渡しに係る買受者の資格

(1) 買受者の資格（以下のいずれかに該当）

① **精米能力を有する米穀小売店※**（これらの共同購入を含む）

申し込み上限数量 1,000トン以下

② **中小の小売業者※**（これらの共同購入を含む）

年間1,000トン以上10,000トン未満の取扱実績（見込み含む）。

申し込み上限数量 1,000トン以下

①及び②ともに食糧法第47条第2項に規定する**届出事業者**であること。

※ グループ会社に属する他の者が有する取扱実績又は取扱見込みを含む。

(2) 要件審査申請

① 受付期間

令和7年5月30日（金）～ ※原則、対象米穀の売渡しが終了するまでの間

② 申請書類（以下の様式は[こちらをクリック](#)）

ア 売渡し申込書及び誓約書（様式第1号）

イ (1)の②にあつては、年間1,000トン以上10,000トン未満の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有すること、(2)の①にあつては、とう精能力を有することが確認できる書類（様式第2号）及び会社の定款

ウ 名称等の公表に関する同意書（様式第3号）

エ 小売業者としての販売計画書（様式第4-1号）

オ 参加要件審査申請チェックシート（別紙）

提出先メールアドレス

shikakushinsatou※maff.go.jp

（送信の際は※を@に置き換える。）

2. 対象米穀

(1) 対象米穀 **令和3年産 8万トン**（3等以上）

1の(1) ①の枠 2万トン【整理番号1】
②の枠 6万トン【整理番号2】

なお、売渡しに当たっては、**産地・品種・包装（紙袋、フレコン）は、指定できません。1の(1) ①については、原則、紙袋とします。**

(2) 年産別の価格は、下記のとおりとします。

令和3年産 10,080円/60キログラム（税抜き）

※上記は1等の価格であり、この価格から2等は300円、3等は1,300円を差し引きます。
代金は、実際に引渡した備蓄米の等級により計算します。

(3) 買受申込み（以下の様式は[こちらをクリック](#)）

（別添様式2）「政府備蓄米の売渡し申込書」に記載する申込数量は、**買受者が8月末までに販売を終了することを見込んだ数量の範囲内**とし、（別添様式1）「対象米穀一覧表」の各整理番号の提示数量を超えてはならないこととします。

(4) 申込方法

申込みの数量の単位は、トンとしてください。

(5) 引渡条件

- ① **買受者が希望する場所での車上渡し**とします。
- ② 買受者が希望する場合は、**受託事業体（6ページ参照）**と協議し、**在庫倉庫（※）での在姿渡しも可能**とします。
※ 在庫倉庫は、受託事業体に確認すること。
- ③ なお、**車上渡しの一度の引渡量は、原則 10トン又は12トン の倍数**とします。
※ 最低引渡量10トン又は12トンが引き受けられるように共同購入などもご検討ください。
- ④ **売渡しを受けた者は精米の販売実績等についてPOSデータ等を用いて農林水産省へ提出する義務がある**ことに留意してください。ただし、米穀専門店等、商品コードで管理された商品として販売しない場合は報告不要です。
- ⑤ 令和3年産米はメッシュチェックによる品質確認を行ってから引渡します。
ただし、紙袋での引き渡しにおいては、メッシュチェックと同等の品質確認を買受者自らが行っていただくこととし、国によるメッシュチェックは行いません。
- ⑥ メッシュチェックには一定の時間を要しますので、受託事業体と調整してください。
- ⑦ メッシュチェック等の**品質確認を買受者自らが行う場合に限り、国によるメッシュチェックを行わずに引き渡すことも可能ですので、受託事業体にお申し出ください。**
※ メッシュチェックとは、金属の網を通して、品質の変化や異物の混入がないことを確認するものです。

(6) 引取期限

令和7年8月20日

（ただし、同日が引渡場所となっている倉庫業者の休日に当たるときは、その前営業日とする。）。

3. 買受者の報告義務（以下の様式は[こちらをクリック](#)）

① 契約数量の販売計画の報告

買受者は、**契約数量に沿った販売計画**について、8月までの販売計画書（様式第4号-2）に取りまとめの上、**契約締結後に速やかに農林水産省農産局農産政策部企画課**（以下「企画課」という。）に**報告するもの**とします。

② 販売実績の報告

買受者は、受託事業体から**引き渡された米穀の販売実績**（当該買受者と同一グループ会社の属する者の販売実績を含む。）を、

ア 販売数量等報告書（隔週の速報）（様式第9号-1）及び

イ 販売数量等報告書（毎月の確報）（様式第9号-2）

により取りまとめの上、**速やかに企画課に報告するもの**とします。

③ POSデータ等の報告

買受者は、様式第9号-1及び様式第9号-2による報告に加え、受託事業体から引き渡された米穀を含む精米として販売した全ての米穀の販売実績について、**毎週月曜から日曜までの販売実績を取りまとめ、当該週の翌週の水曜日までに様式第9号-3にて企画課に報告**するものとします。（なお、当該週が複数の月にまたがる場合は、月毎に様式第9号-3を分けて報告するものとします。）

ただし、様式第9号-3については、Excel、csv等の汎用性のある電子ファイルを提出することで、代替しても差し支えありません。

（注意）米穀専門店等、商品コードで管理された商品として販売しない場合は様式第9号-3は報告不要です。

農産局農産政策部企画課の報告先メールアドレスは、それぞれの様式（様式第4号-2、様式第9号-1及び様式第9号-2）の下部に記載されております。

4. 販売実績の確認

農産局長は、買受者が販売計画書に沿って販売を行っているかについて、当該買受者の販売数量等報告書により確認を行い、**適切に販売を行っていないと認められる場合には、当該買受者に対し、売渡申込資格の取消し及び指導経過の公表**いたします。

5. 契約の内容に適合しない現品の交換及び補てん

農産局長は、**受託事業者が買受者に引き渡した米穀について、当該米穀を引き渡した後1か月以内に本契約の内容に適合しない米穀が発見され、受託事業者から契約の内容に適合しない現品の交換・補填申請書（様式第10号）により申請があった場合は、当該申請の内容等を審査することとし、当該申請の内容が適当と認められるときは、必要な交換又は補填を承認することとします。**

6. 契約数量

- (1) 申込数量とします。
- (2) 申込数量が**売渡予定数量を上回る場合は、農産局長が調整し、その場合の契約数量については、別途お知らせ**します。

7. 結果のお知らせ （以下の様式は[こちらをクリック](#)）

買受申込みの結果は、提出のあった「参加要件審査チェックシート（別紙）」に記載してある連絡先等にお知らせします。

※ 申し込みの件数が多く、結果の確定まで時間を要する場合がございます。

8. 契約書の締結

- (1) 契約締結に当たっては、**受託事業者体と買受者の間で「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領」別紙1に定める事項を約定した契約書を作成**するものとします。
- (2) **買受者は結果の通知を受けてから2週間以内に契約書に記名押印の上、契約を締結**してください。

9. 契約情報の公開

当該買受者に係る**買受者及び当該買受者に係る買受数量（申込数量）について、農林水産省のホームページに掲載することにより公開**します。

10. 同意事項

(1) 買受者は、

- ①「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」
- ②「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領（以下「基本要領」という。）」及び同要領別紙1に定める事項

を熟覧の上、参加しなければならないものとし、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(2) **引渡しは、買受者が上記2の（3）の申込書に記載した倉庫等**とします。

(3) **引渡数量は、申込数量の10%の範囲で増減**します。

(4) 契約単価は、年産別に2の(2)に掲げる額とします。

(5) 2の（6）の引取期限までに、売買契約数量の全量引取りが行われないなどの契約不履行があった場合は、原則、

- ① **不履行が判明した時点で次回以降の売渡しの申込みができません。**
- ② 集荷業者にあつては、基本要領の規定に基づく国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）を停止又は取消す場合があります。

11. 売渡し申込書の提出方法

(1) 提出先 1の(2)に記載されている提出先メールアドレス。

(2) 受 付 令和7年5月30日（金）より

受付時間 **平日10時～17時（注）時間外の申請は無効となります。**
（土曜日、日曜日、祝日（以下「休日」という。）は受け付けていません）

※申込を受けたものから随時手続きを進めます。

(3) 申込書の作成方法（以下の様式は[こちらをクリック](#)）

① 申込書は、別添様式2の申込書により作成してください。

※申込数量の単位はトンとしてください。

② 申込書のファイル名は、「買受者（略称可）：〇月〇日申請分（申請日）」としてください。

(4) 申込書の提出方法

① 申込書を(1)の提出先に提出してください。

② なお、初日（30日）から相当数の申請があり、審査に時間を要する見込みです。

状況確認のためのお問合せはご遠慮ください。

③ メールでの報告が困難な場合は、専用ダイヤル（03-3502-7868（直通））までお問合せください。（夜間、休日を除く。））

12. 申請書の掲載ウェブサイト及び期間

(1) 受託事業体の掲載ウェブサイト

- ① **伊藤忠食糧株式会社** 米穀本部 米穀戦略部 加工業務課の掲載ウェブサイト

<https://www.itochufsm.co.jp/service/sales.php>



- ② **丸紅食料株式会社** 食品農産部 農産課の掲載ウェブサイト

<https://www.marubeni-foods.co.jp/news/>



- ③ **NX商事株式会社** 物流商品・機器部 掲載ウェブサイト

<https://www.nx-shoji.com/service/goods/rice/>



- ④ **農林水産省農産局**のウェブサイト（随意契約による政府備蓄米の売渡しについて）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/bichiku_zuikai/zuikai.html



- (2) 期間：令和7年5月30日（金）から対象米穀の販売終了するまでの間

13. 注意事項

＜売渡し申込書の記載＞

- (1) 申込書は、上記2の(3)の(別添様式2)「政府備蓄米の売渡し申込書」(以下「申込書」という。)の書式により作成し申込者の氏名を表記し申請しなければならない。
- (2) 申込書には、数字は算用数字により入力するものとする。
- (3) 代表者欄には、参加要件審査の申請の際に用いた代表者の氏名を記入すること。
なお、代理人をして申請させる場合は、買受者の氏名を記入すること。
- (4) 代理人による申込みの場合は、申込書に買受者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載するものとする。
- (5) 申込書の申込数量は、上記2の(3)の(別添様式1)「対象米穀一覧表」に記載する各整理番号の提示数量の範囲内で、トンの単位で記載(入力)することし、端数を付してはならない。
- (6) 提出済みの申込書の引換え、変更又は取消しはできない。

＜申込みの無効又は取消し＞

- (1) 「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領」第2の1の要件を満たさない者の申込書及び要件に関する条件に違反した申込みは、無効とする。
- (2) 申込書は、代表者名等が記載されたものとし、申込数量にトン未満の端数を付した申込書は無効とする。
- (3) 申込み後において、品質上の理由等により、対象米穀が正品でない可能性があることを確認したときは、上記2の(1)の対象米穀からの取消し又は当該米穀に対する申込みを取り消すことがある。
- (4) その他この「随意契約による政府備蓄米の売渡しについて」に関する制限に違反する申込みは無効とする。
- (5) 申込書の様式を変更した申込みは無効とする。
- (6) 申込みに参加する要件を満たしていない者がした申込みは無効とする。
- (7) 申込みの際し、虚偽の申告をした者がした申込みは無効とする。
- (8) 委任状を提出していない代理人のした申込みは無効とする。
- (9) 買受者の記名のない申込みは無効とする。
- (10) 申込書が所定の記載方法によらない申込みは無効とする。
- (11) 整理番号別の提示数量を超えて申込みした者の当該整理番号に対する申込みは無効とする。
- (12) 申込みの対象とされる数量に係る記載が不鮮明又は不明確な申請は無効とする。
- (13) 他人の代理を兼ねた又は2人以上の代理をした申込みは無効とする。
- (14) 買受者が2通り以上の意思表示をした際の申込みは無効とする。
- (15) 申込みに関し制限を設けた場合に、その制限に反して申込みをした者の申込みは無効とする。
- (16) 上記11の(1)以外の電信、電報及びファクシミリによる申込みは無効とする。
- (17) 公正な手段によらない申込みは無効とする。
- (18) 前号までに掲げるもののほか、この「随意契約による政府備蓄米の売渡しについて」に定める条件に違反した申込みは無効とする。